川越都市計画事業 旭ケ丘松の台土地区画整理事業 環境影響評価書

令和5年9月

日高市

序	章	環境影響評価書の目的と経緯	…序-1
		都市計画決定権者の名称	
1.1	都市	市計画決定権者の名称及び住所	····· 1-1
1.2	事業	業者の名称及び住所	····· 1-1
		都市計画対象事業の目的及び概要	
		市計画対象事業の名称	
		市計画対象事業の目的	
		市計画対象事業の実施区域	
4	2.3.1	計画区域の位置	···· 2-1
4	2.3.2	計画区域の概況	···· 2-4
2.4	都市	市計画対象事業の規模	···· 2-5
2.5	都市	市計画事業の実施期間	···· 2-5
2.6	都司	市計画対象事業の実施方法	···· 2-5
4	2.6.1	土地利用計画	···· 2-5
4	2.6.2	進出予定企業の業種及び想定建築計画	···· 2-7
	2.6.3	造成計画	··· 2-12
4	2.6.4	道路計画	··· 2-12
4	2.6.5	供給施設計画	··· 2-17
		· 処理施設計画······	
		· 廃棄物処理計画 ······	
		交通計画	
		禄化計画	
		事計画	
		工事工程	
	2.7.2	工事の概要	··· 2-24
		資材運搬等の走行ルート	
		資材運搬等の車両台数	
		・建設機械の稼働台数	
		工事中における環境保全対策	
-	_	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

第3章 地域の概況	3-1
3.1 社会的状況	3-1
3.1.1 人口及び産業の状況	3-1
3.1.2 土地利用の状況	3-3
3.1.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況	3-6
3.1.4 交通の状況	3-9
3.1.5 学校、病院、その他の環境の保全についての	
配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況	3-12
3.1.6 下水道、し尿処理及びごみ処理施設の整備の状況	3-15
3.1.7 法令による指定及び規制等の状況	3-18
3.2 自然的状况	3-42
3.2.1 気象、大気質、騒音、振動等の状況	3-42
3.2.2 水質、底質、水象の状況	3-51
3.2.3 土壌及び地盤の状況	3-55
3.2.4 地形及び地質の状況	3-60
3.2.5 動物の生息、植物の生育、植生及び生態系の状況	3-63
3.2.6 景観、自然とのふれあいの場の状況	3-76
3.2.7 文化財その他の生活環境の状況	3-82
3.2.8 一般環境中の放射性物質に係る環境の状況	3-86
第 4 章 関係地域	······ 4-1
4.1 環境に影響を及ぼす地域の基準	4-1
1.1 水光に放音と次は 7 地域の至中	
4.2 環境に影響を及ぼす地域	
	4-1
4.2 環境に影響を及ぼす地域	4-1 5-1
4.2 環境に影響を及ぼす地域 ************************************	4-1 5-1 6-1
4.2 環境に影響を及ぼす地域 第 5 章 調査計画書についての環境保全の見地からの意見の概要 第 6 章 調査計画書についての知事の意見 第 7 章 第 5 章及び第 6 章意見についての事業者の見解 7.1 環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解	4-1 5-1 6-1 7-1
4.2 環境に影響を及ぼす地域 第5章 調査計画書についての環境保全の見地からの意見の概要 第6章 調査計画書についての知事の意見 第7章 第5章及び第6章意見についての事業者の見解	4-1 5-1 6-1 7-1
4.2 環境に影響を及ぼす地域 第 5 章 調査計画書についての環境保全の見地からの意見の概要 第 6 章 調査計画書についての知事の意見 第 7 章 第 5 章及び第 6 章意見についての事業者の見解 7.1 環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解	4-1 5-1 6-1 7-1 7-1
4.2 環境に影響を及ぼす地域	4-1 5-1 6-1 7-1 7-1 7-1
4.2 環境に影響を及ぼす地域 第 5 章 調査計画書についての環境保全の見地からの意見の概要 第 6 章 調査計画書についての知事の意見 第 7 章 第 5 章及び第 6 章意見についての事業者の見解 7.1 環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解 7.2 知事の意見と事業者の見解 第 8 章 環境影響評価の調査項目及び調査方法 第 8 章 環境影響評価の調査項目及び調査方法 第 8 章 環境影響評価の調査項目及び調査方法 第 9 第 9 第 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	4-1 5-1 6-1 7-1 7-1 7-1 8-1
4.2 環境に影響を及ぼす地域 第5章 調査計画書についての環境保全の見地からの意見の概要 第6章 調査計画書についての知事の意見 第7章 第5章及び第6章意見についての事業者の見解 7.1 環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解 7.2 知事の意見と事業者の見解 第8章 環境影響評価の調査項目及び調査方法 8.1 環境影響要因の把握	
4.2 環境に影響を及ぼす地域 第 5 章 調査計画書についての環境保全の見地からの意見の概要 第 6 章 調査計画書についての知事の意見 第 7 章 第 5 章及び第 6 章意見についての事業者の見解 7.1 環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解 7.2 知事の意見と事業者の見解 第 8 章 環境影響評価の調査項目及び調査方法 8.1 環境影響要因の把握 8.2 調査・予測・評価の項目	

第 10	章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	10.1-1
10.1	大気質	10.1-1
10.2	騒音·低周波音······	10.2-1
10.3	振動	10.3-1
10.4	悪臭	10.4-1
10.5	水質	10.5-1
10.6	水象	10.6-1
10.7	土壤	10.7-1
10.8	動物	10.8-1
10.9	植物	10.9-1
10.10	0 生態系	10.10-1
10.1	1 景観	10.11-1
10.13	2 自然とのふれあいの場	10.12-1
10.13	3 史跡・文化財	10.13-1
10.1	4 日照阻害	10.14-1
10.1	5 電波障害	10.15-1
10.10	6 廃棄物等	10.16-1
10 1	7 温室効果ガス等	10 17-1
10.1	1 価主効未及八寸	10.17
第 11	章 環境の保全のための措置 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置	11-1
第 11 11.1	章 環境の保全のための措置	······11-1 ······11-1
第 11 11.1 第 12	章 環境の保全のための措置 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置	11-1 11-1 12-1
第 11 11.1 第 12 第 13	章 環境の保全のための措置 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置 章 都市計画対象事業の実施による環境の総合的な評価	11-1 11-1 12-1
第 11 11.1 第 12 第 13 13.1	章 環境の保全のための措置 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置 章 都市計画対象事業の実施による環境の総合的な評価 章 事後調査の計画 事後調査項目並びに選定項目のうち、 事後調査項目から除外する項目及びその理由	11-1 11-1 12-1 13-1
第 11 11.1 第 12 第 13 13.1	章 環境の保全のための措置 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置 章 都市計画対象事業の実施による環境の総合的な評価 章 事後調査の計画 事後調査項目並びに選定項目のうち、	11-1 11-1 12-1 13-1
第 11 11.1 第 12 第 13 13.1	章 環境の保全のための措置 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置 章 都市計画対象事業の実施による環境の総合的な評価 章 事後調査の計画 事後調査項目並びに選定項目のうち、 事後調査項目から除外する項目及びその理由 調査方法等 事後調査の結果により環境影響の程度が	
第 11 11.1 第 12 第 13 13.1 13.2 13.3	章 環境の保全のための措置 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置 章 都市計画対象事業の実施による環境の総合的な評価 事後調査の計画 事後調査項目並びに選定項目のうち、 事後調査項目から除外する項目及びその理由 調査方法等 事後調査の結果により環境影響の程度が 著しいことが明らかになった場合の対応方針	
第 11 11.1 第 12 第 13 13.1 13.2 13.3	章 環境の保全のための措置 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置 章 都市計画対象事業の実施による環境の総合的な評価 章 事後調査の計画 事後調査項目並びに選定項目のうち、 事後調査項目から除外する項目及びその理由 調査方法等 事後調査の結果により環境影響の程度が	
第 11 11.1 第 12 第 13 13.1 13.2 13.3 13.4	章 環境の保全のための措置 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置 章 都市計画対象事業の実施による環境の総合的な評価 事後調査項目並びに選定項目のうち、 事後調査項目から除外する項目及びその理由 調査方法等 事後調査の結果により環境影響の程度が 著しいことが明らかになった場合の対応方針 事後調査の実施体制 章 環境影響評価の受託者の名称及び所在地	11-1
第 11 11.1 第 12 第 13 13.1 13.2 13.3 13.4 第 14 14.1	章 環境の保全のための措置 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置 章 都市計画対象事業の実施による環境の総合的な評価 事後調査項目並びに選定項目のうち、 事後調査項目から除外する項目及びその理由 調査方法等 事後調査の結果により環境影響の程度が 著しいことが明らかになった場合の対応方針 事後調査の実施体制 章 環境影響評価の受託者の名称及び所在地… 受託者の名称	
第 11 11.1 第 12 第 13 13.1 13.2 13.3 13.4 第 14 14.1	章 環境の保全のための措置 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置 章 都市計画対象事業の実施による環境の総合的な評価 事後調査項目並びに選定項目のうち、 事後調査項目から除外する項目及びその理由 調査方法等 事後調査の結果により環境影響の程度が 著しいことが明らかになった場合の対応方針 事後調査の実施体制 章 環境影響評価の受託者の名称及び所在地	

第	15 ī	準備書についての環境保全の見地からの意見の概要15-	1
第	16 I	準備書についての知事の意見16-	1
第	17 i	第 15 章及び第 16 章意見についての事業者の見解	1
17	7.1	境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解17-	1
17	7.2	事の音見と事業者の見解	1

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。